

施設長の学校2018

『地域共生社会の実現に向けて』

2018年11月26日(月)
於:ふれあいキューブ)

株式会社 日本経営
顧問 村木 茂満

「地域共生社会」とは

➤ 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する

➤ このため、**支え手側と受け手側**に分かれるのではなく、地域のあらゆる**住民が役割**を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる**地域コミュニティ**を育成し、福祉などの地域の**公的サービスと協働**して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する

「地域共生社会」構想の全体像、とはいったい何か

平成28年6月に政府の方針「**ニッポン一億総活躍プラン**」の「介護離職ゼロ」に向けた取り組みの方向の一つとして、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、「地域共生社会の実現」が方向付けされました。

地域共生社会とは

- ・「**地域のあらゆる住民が役割を持つ**」とする、住民の身近なところで住民が活躍できる地域づくり。
- ・「**我が事と他人事**」・・・他人事を我が事として考え方
- ・「**丸ごと**」・・・縦割りだけでなく横串も作用させて、すべてを受け入れる考え方
- ・やりがいがあって楽しいと思えることがあれば、我が事ということに近づける。
- ・**住民が真ん中**になってどんな地域にしていくのかを、**福祉関係者以外の人**も含めて話し合っていく。

(出典:後真一郎氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官)講演会より)

地域の現状

- ・少子高齢化・人口減少→地域の存続の危機
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

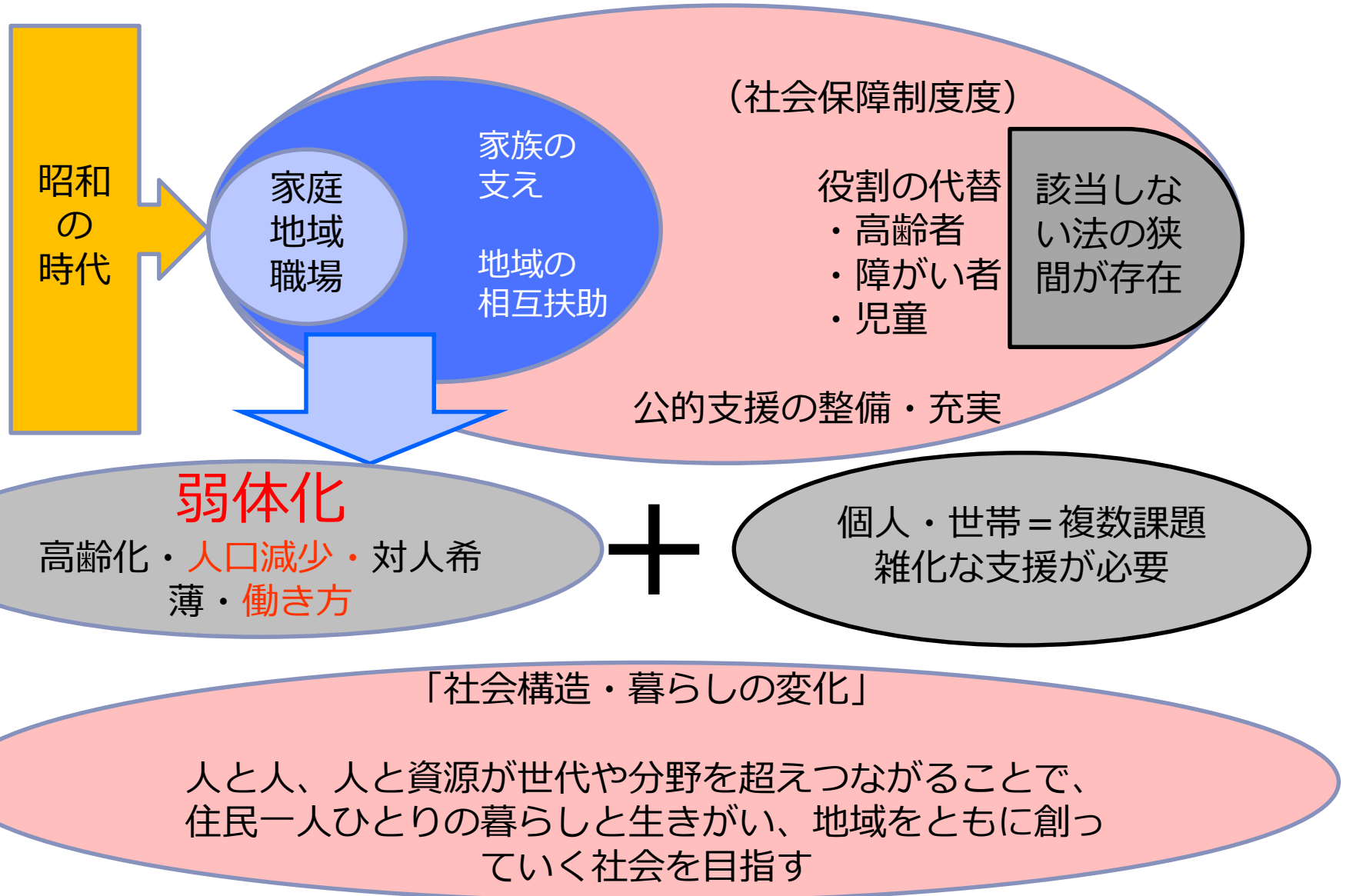
目指す姿とは

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識
- ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」を受け止める場がある
- ・市町村における包括的な相談支援体制

「我が事」「丸ごと」の地域づくりのために国では

- 1、他人事を我が事に！（非常に難しい・・・人の気持ち）
 - ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な取組の広がり
 - ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ・「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
→互いに影響し合い「我が事」の意識の醸成
- 2、「支え手側」と「受け手側」に分かれない
 - ・地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民の身近なところで住民が活躍できる地域づくり
- 3、「丸ごと」受け止める場や人
 - ・小学校区程度の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる場づくり
 - ・福祉以外に、医療、保健、雇用、司法、産業、教育など多文化共生等多岐にわたる連携体制

「地域共生社会」を進める背景



地域で抱える諸問題（複合問題）

相談できない！
どこに相談すればいいの？

複数の課題が多い

「それはこちらでは・・・」



公助・共助・互助だけでは・・・

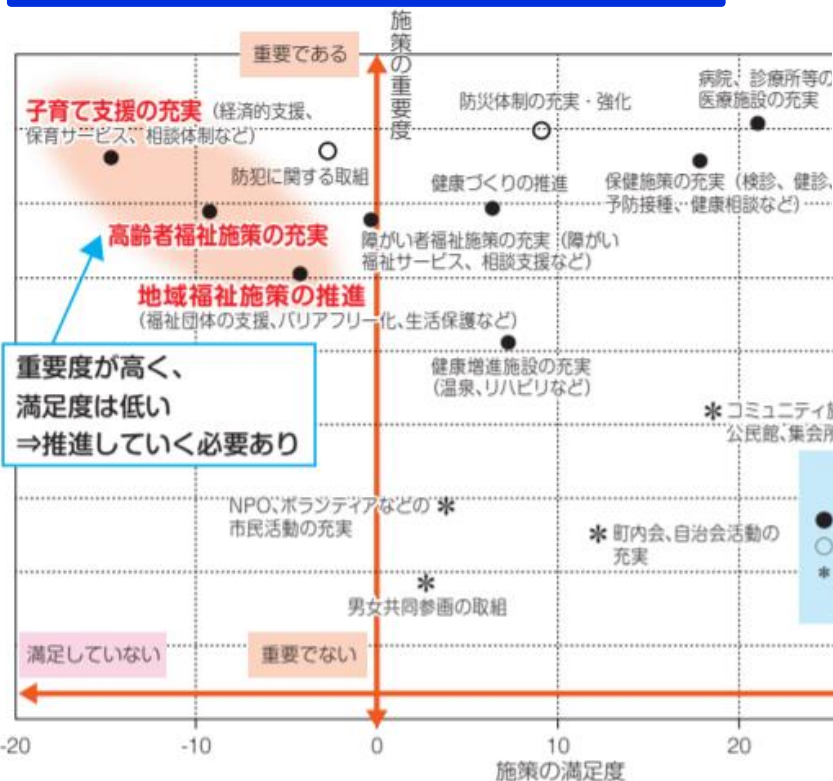
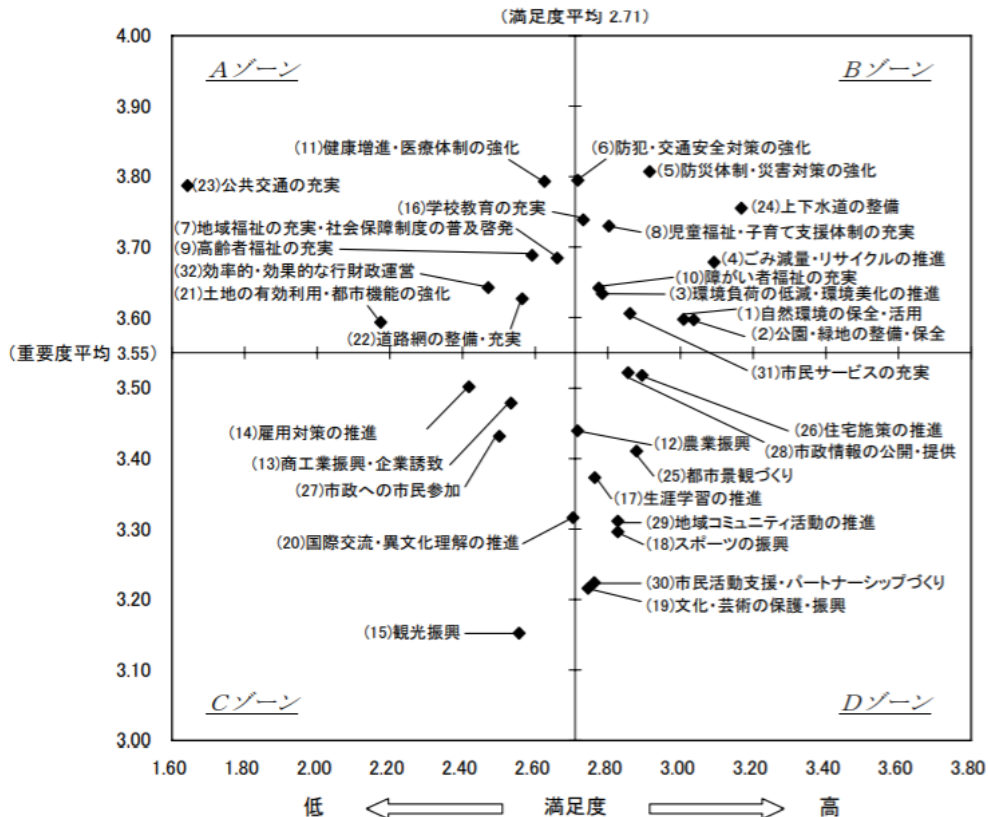
「地域共生社会」を進める背景

＜市民意識調査＞

—重点化領域—

- ◎ 地域福祉施策の充実・推進
- ◎ 高齢者・児童・障がい者福祉
- ◎ 医療体制
- ◎ 生きがい・雇用

高
↑
重要度
↓
低



子育て支援、高齢者福祉、地域福祉はより力を入れていかないといけないね！



＜凡例＞

- 健康・福祉に関する項目
- 安心・安全に関する項目
- * まちづくり、行政サービスに関する項目

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「**新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン**」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定**に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 **「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置**
- 10月 **地域力強化検討会**(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 **地域力強化検討会 中間とりまとめ**
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を国会に提出
- 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)**を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 **改正社会福祉法の公布**
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 **地域力強化検討会 最終とりまとめ**
- 12月 **「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出**

そもそも「ニッポン一億総活躍プラン」とは

- 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」を実現するとされている。
- 地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じうる課題を直視していくことが必要である。
- 地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。

「具体的な施策」

- 「丸ごと」受け止める場合は、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、**社会福祉法人**、NPO法人等が考えられる
- **小中学校区等**の住民に**身近な圏域**で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、**2020年～2025年を目途に全国展開**を図る。
- その際、**「社会福祉法人の地域における公益的な活動」との連携**も図る。
- 共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、**寄附文化**の醸成に向けた取組を推進する。
- 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の**複合化・複雑化した課題を受け止める**、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、**2020年～2025年を目途に全国展開**を図る。

1 「地域共生社会」の実現 （地域共生社会実現本部―地域力強化検討会）

➤ 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する

➤ このため、**支え手側**と**受け手側**に分かれるのではなく、地域のあらゆる**住民が役割**を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる**地域コミュニティを育成**し、福祉などの地域の**公的サービスと協働**して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する

➤ また、**寄附文化**を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年補正決定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとをつなぐの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

2 「地域共生社会」の実現に向けた今後の改革の骨格

1. 地域課題の解決力の強化

- 生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「**支え手**」「**受け手**」という関係を超えて**支え合う取組**を育んでいきます。
- これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、**安心してその人らしい生活**を送ることができる社会を実現していきます。

2. 地域「丸ごと」のつながりの強化

- 耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、**高齢者や障害者、生活困窮者**などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。
- 社会・経済活動の基盤でもある地域において、**社会保障・産業などの領域を超えて**つながり、
人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、**人々の暮らしと地域社会の双方**を支えていきます。

2 「地域共生社会」の実現に向けた今後の改革の骨格

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

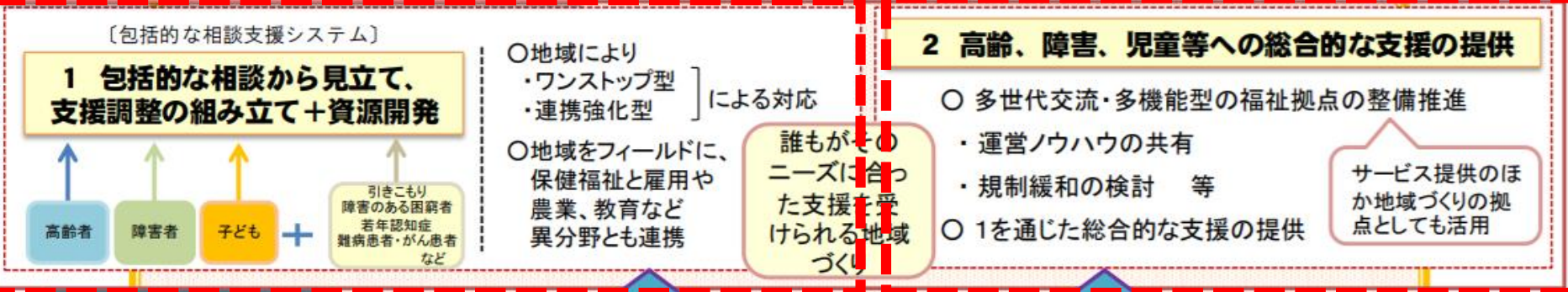
- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

4. 専門人材の機能強化・最大活用

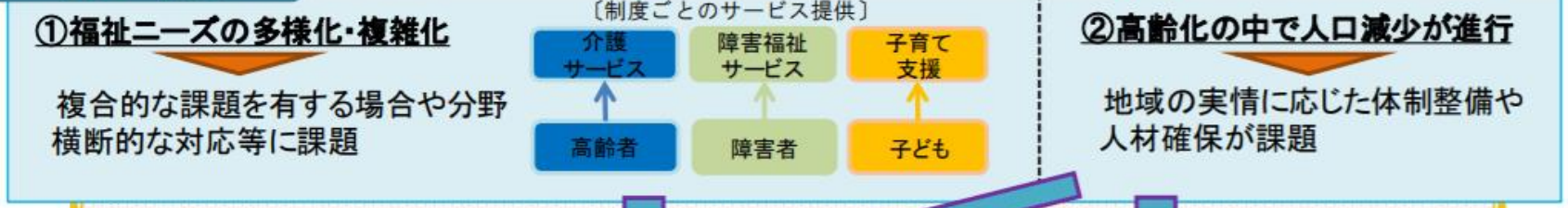
- 住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

4つの改革

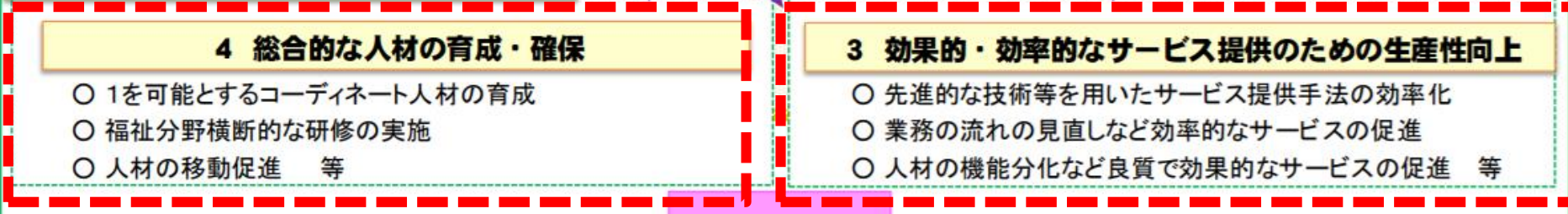
新しい地域包括支援体制



背景・課題



新しい支援体制を支える環境の整備



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

- **社会福祉法人は、**
その専門性と地域における信頼感、存在感 を生かし、高齢、障害、子どもといった**対象を問わない相談を行うこと**、住まい、就労等の面で**既存の福祉サービスにはない取組を行うこと**、地域における福祉課題への対応について勉強会を行うことなど、**改正社会福祉法で位置付けられた「地域における公益的な取組」の枠組みも活用**しながら、我が事・丸ごとの地域づくりに取り組むことを促進するべきである。

社会福祉法人の「地域における公的な取組」は責務・・・改正社会福祉法にて提言

地域共生社会の実現に向けた **包括的支援体制**

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要**

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

共生型
サービス

「必要な支援を
包括的に確保す
る」という理念
を普遍化

「必要な支援を包括
的に確保する」とい
う理念を普遍化

生活困窮 者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て 家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター
等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

4. 「地域における公益的な取組」について

平28.4

○ 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)



(留意点) 社会福祉と関連のない事業は該当しない

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

(留意点) 法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を回収する料金を徴収して実施するもの

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点) 心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金の提供されること

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

1. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

平成 28 年 4 月から、当該取組 の実施が**法人の責務**として位置付けられた。

●厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、**住民が主体的**に地域課題を把握して解決を試みる**地域づくりへの支援**とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な**相談支援体制づくり**を進めています。

●こうした中、**法人**においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「**地域における公益的な取組**」の**実践**を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に**貢献**していくことが期待されています。

●このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、**法人が より一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの 更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化する**

1. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。こうした法人の公益性に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

2. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の内容

(2 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

- 「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに 当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や 既存の社会福祉事業 等のサービス内容の充実を図る場合 等がこの要件に該当するものである。
- ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。
- また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に 行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

2. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の内容

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

- 「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。
- ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。
- したがって「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

2. 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の内容

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

● 「地域における公益的な取組」は「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

● 「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

「地域共生社会」に向けた 全体の取組み

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

サービス
作り

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
 - ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
 - ・地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)
 - ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化
- 等

体制作り
が主

“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)
 - ・専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)
- 等

人作りが主

官 民

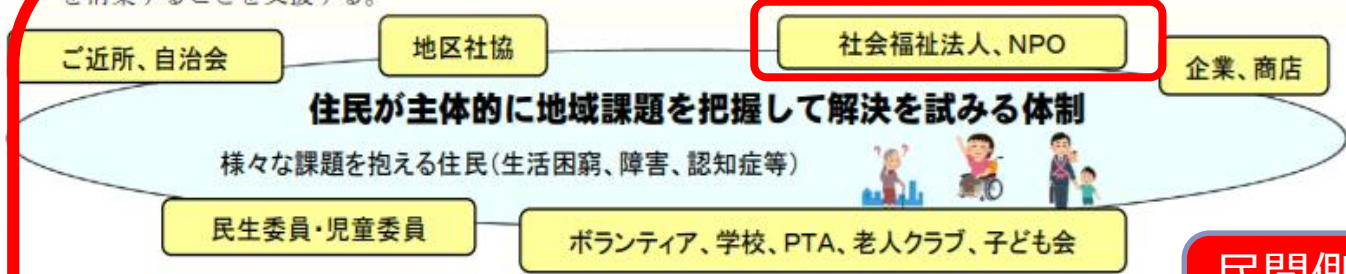
- ・地域共生社会の理念の共有化
- ・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算案 26億円
 実施主体:市町村(150か所程度) 都道府県可
 (前年度予算額 20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることを支援する。



地域における他分野
 まちおこし、産業、
 農林水産、土木、
 防犯・防災、環境、
 社会教育、交通、
 都市計画

民間側ネット
 ワーク

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

- [1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ**
- [2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)**
 ※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、**社会福祉法人、NPO法人**等

ニッポン一億総活躍プラン
 (H28.6.2閣議決定)
 小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
 世帯全体の課題を的確に把握
 多職種・多機関のネットワーク化の推進
 相談支援包括化推進会議

行政側ネット
 ワーク

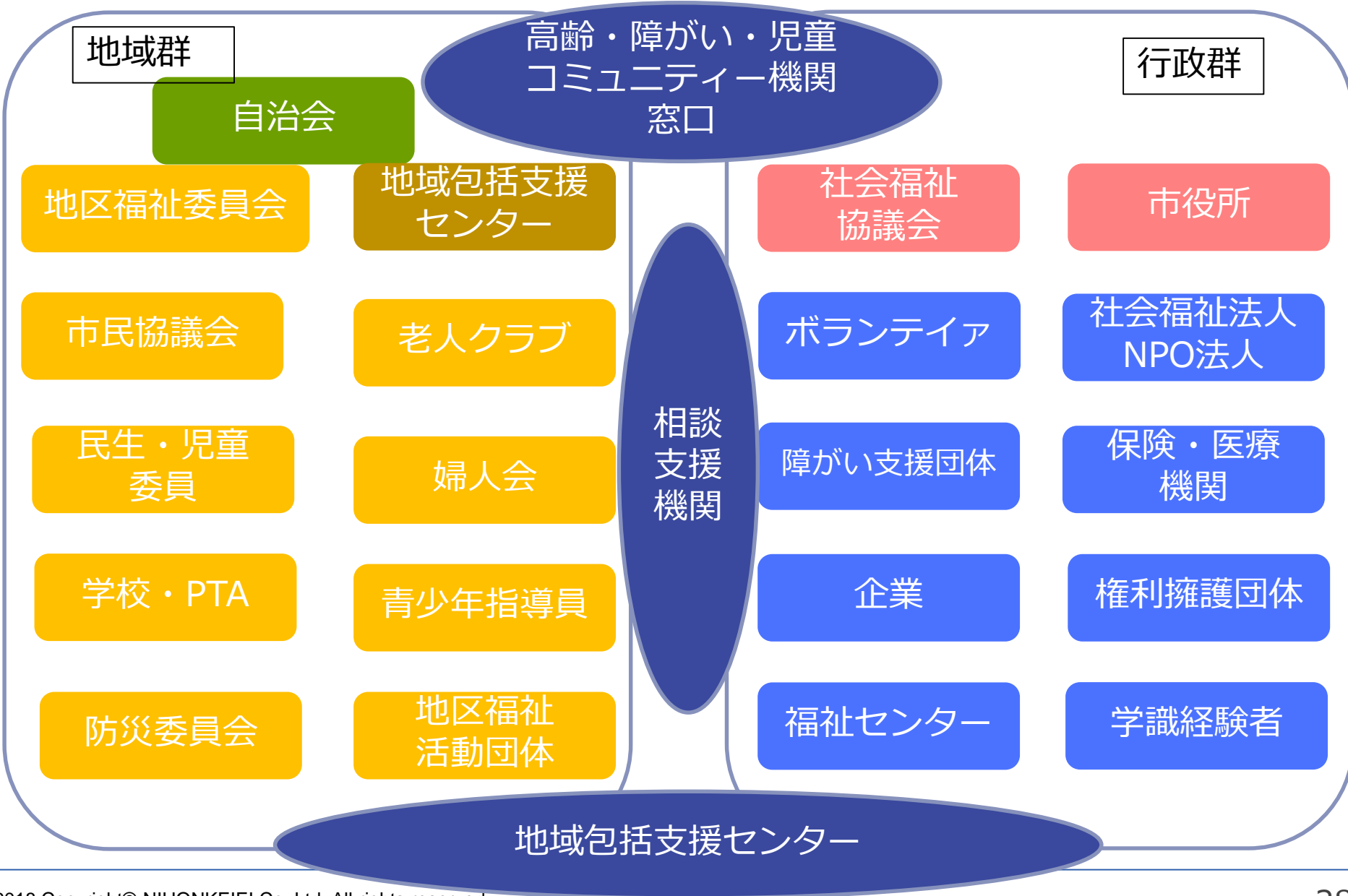


地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

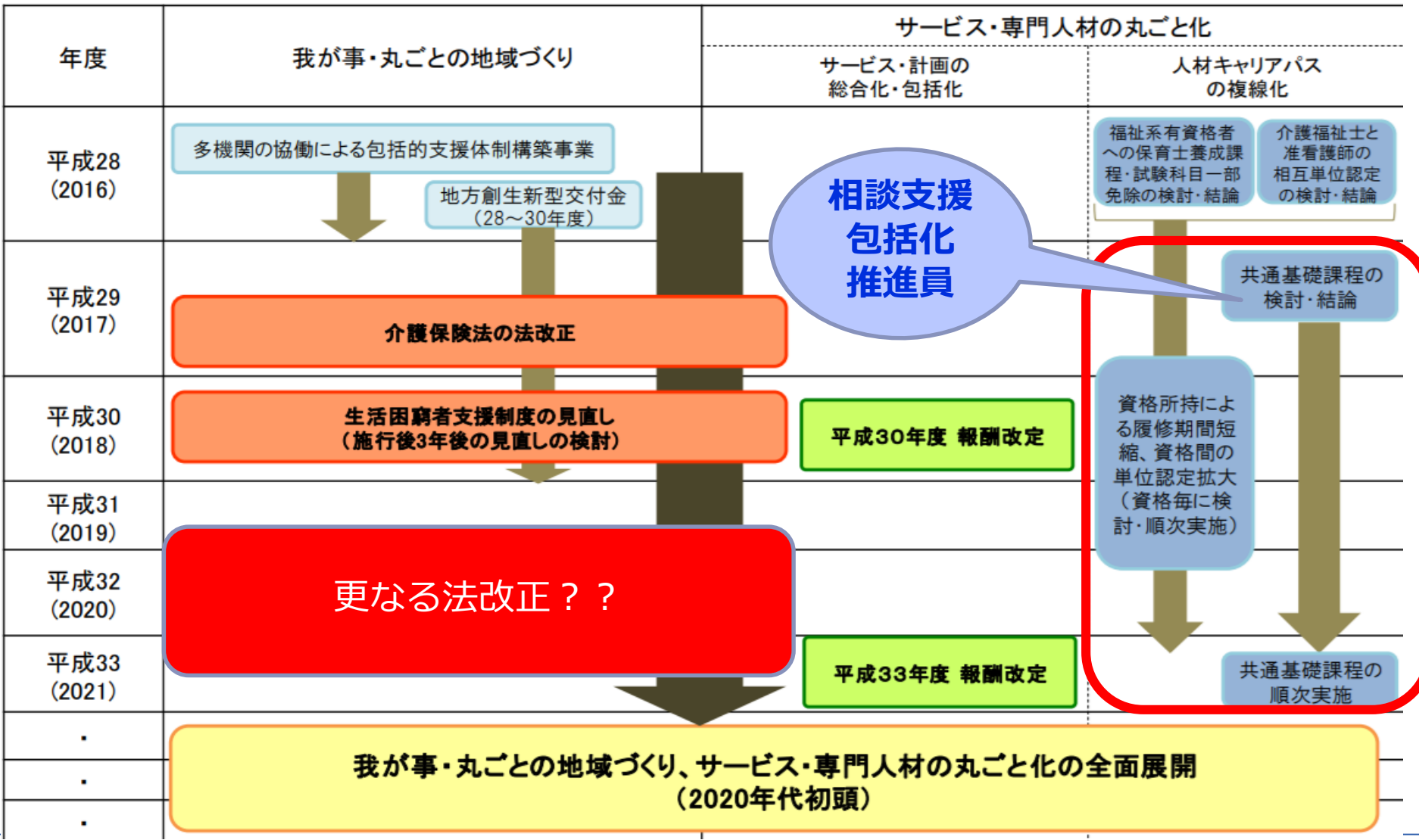
市町村域等

制度	詳細
★地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> 対象を高齢者から全世代・全対象に拡大する方向で、相談支援体制の包括化を推進するうごきである。 具体的には、地域包括ケアシステムの枠組み（圏域：日常生活圏域、拠点：地域包括支援センター、会議：地域ケア会議 等）を基盤としながら、対象を高齢者以外に拡大する形での包括化が目指されている。
★生活困窮者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立支援においては、高齢、障がい、子ども等多様な分野に関連する相談事例に対し、多様な機関が連携した対応が求められる。 具体的には、生活困窮者の自立相談支援機関（団体や窓口）と、他の相談支援窓口を一体的に運用する等の形がある。
福祉機関	<ul style="list-style-type: none"> 特定の制度・枠組みを基盤とせず、地域における福祉ニーズや実情に応じて包括化を行う。 具体的には、地域包括センターや生活困窮自立支援事業以外の新たな拠点、相談窓口等を核として位置付け包括化を推進するケース、既存の拠点・窓口を活用しつつ機能的な包括化を行うケース等が挙げられる。

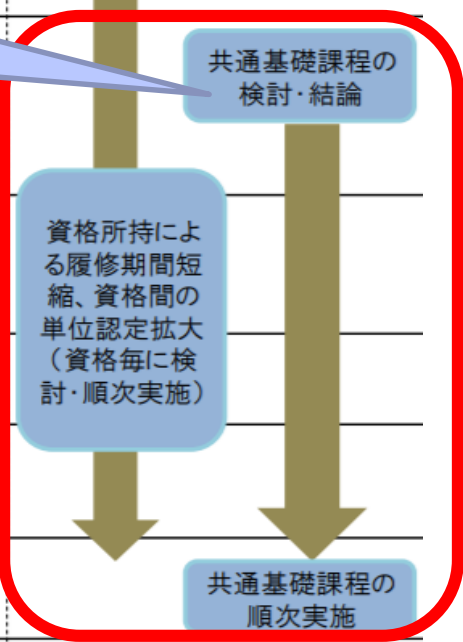


進行スケジュール

今後の進め方のイメージ（たたき台）



**相談支援
包括化
推進員**



その他資料

◎改正社会福祉法（平成30年4月1日）

◎改正法の附則において、「**公布後3年を目処**として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備 するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

◎「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

◎地域力強化推進本部・・・「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を作成。

社協に地域力強化推進員配置

相談窓口に相談支援包括推進員

◎生活困窮者自立支援制度（平成27年4月1日）

◎自立相談支援事業（あなただけの支援プランを作ります）

◎就労準備支援事業社会（就労への第一歩）

◎就労訓練事業（柔軟な働き方による就労の場の提供）

◎一時生活支援事業（住居のない方に衣食住を提供します）

◎住居確保給付金の支給（家賃相当額を支給します）

◎家計相談支援事業（家計の立て直しをアドバイス）

◎生活困窮世帯の子どもへの学習支援（子どもの明るい未来をサポート）

◎相談支援包括化推進員の役割

相談支援の包括化の中核を担い、相談支援機能の強化・円滑化を目指す

- ①相談支援に関する課題の把握
- ②個別相談に関する支援に取り組むとともに
- ③相談支援包括化推進会議の運営等を通じ、①、②に関する情報共有や、
- ④相談支援機能強化に資する資源等の開発推進に取り組むことが考えられる。あわせて相談支援体制全体を俯瞰し、
- ⑤相談支援体制の構築・マネジメントも行う。

(市役所・社会福祉協議会・社会福祉法人・一般社団法人・NPO・株式会社)

◎地域福祉計画（社会福祉法第107条）

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村 社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉 活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示すもの。

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号

- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
 - ・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

○地域づくりを推進する財源等の例

- ・事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号

- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
 - ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのプラチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号

- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
 - ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・役所内の全庁的な体制整備 等

○計画策定にあたっての留意点

- ・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

社会福祉法人

◆社会の背景

- ・社福に何を求めているか
- ・住民を巻き込んで

◆社会福祉法人として

- ・設立の意義・これからの法人
- ・住民との関わり

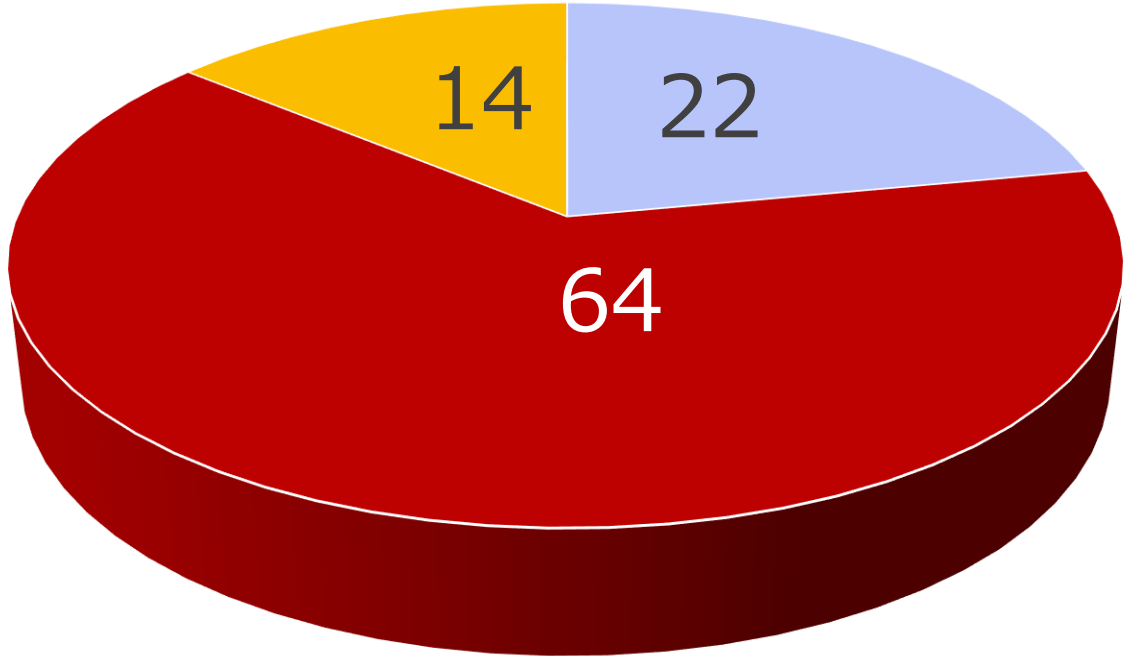
◆取組みの例

- ・社会福祉法人
- ・NPO
- ・一般社団法人

◆なにをどう始める (ポイント作り・地域メインとなる行事)

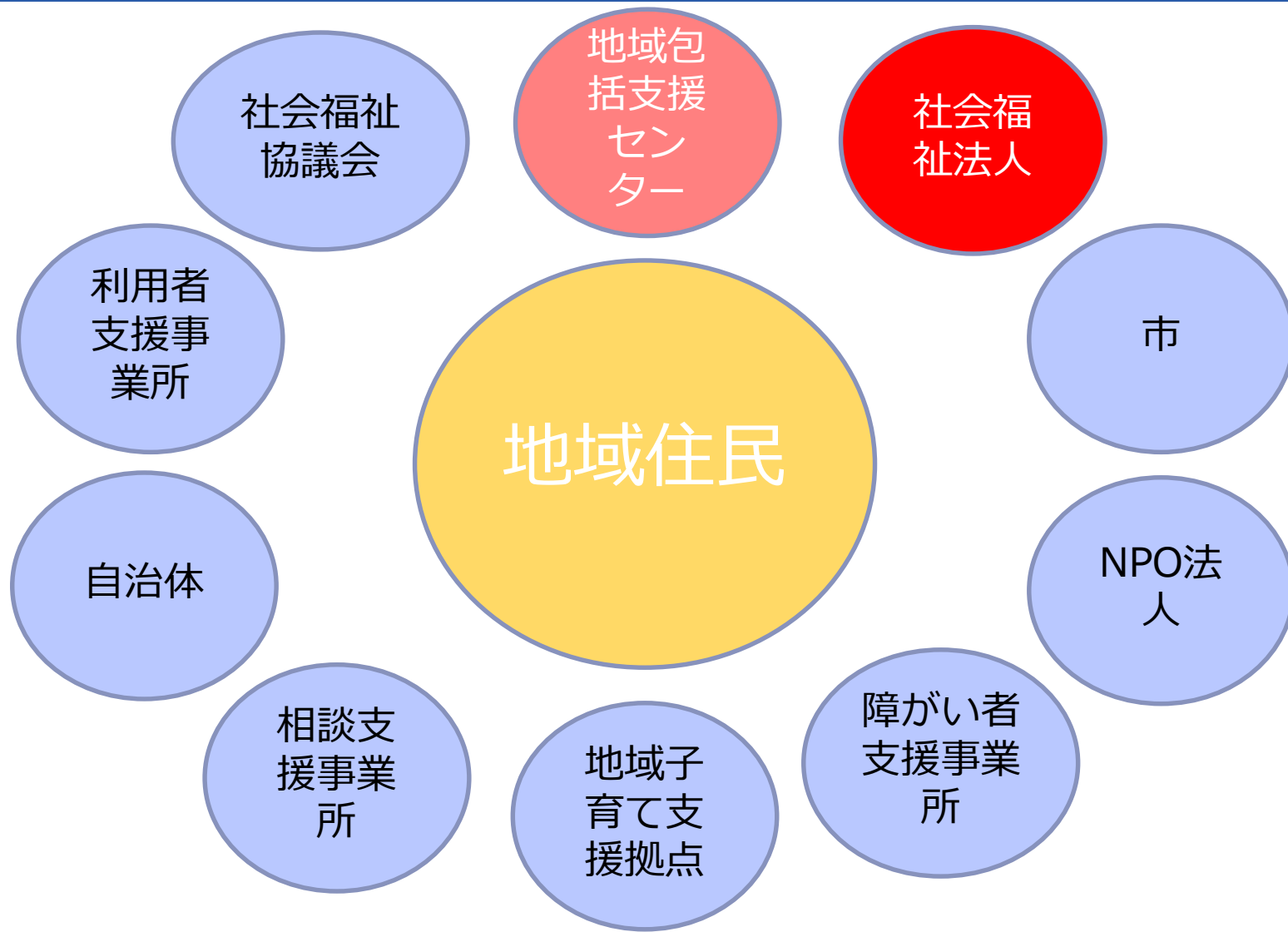
「地域の共生社会の実現に向けて」 — 実例集 —

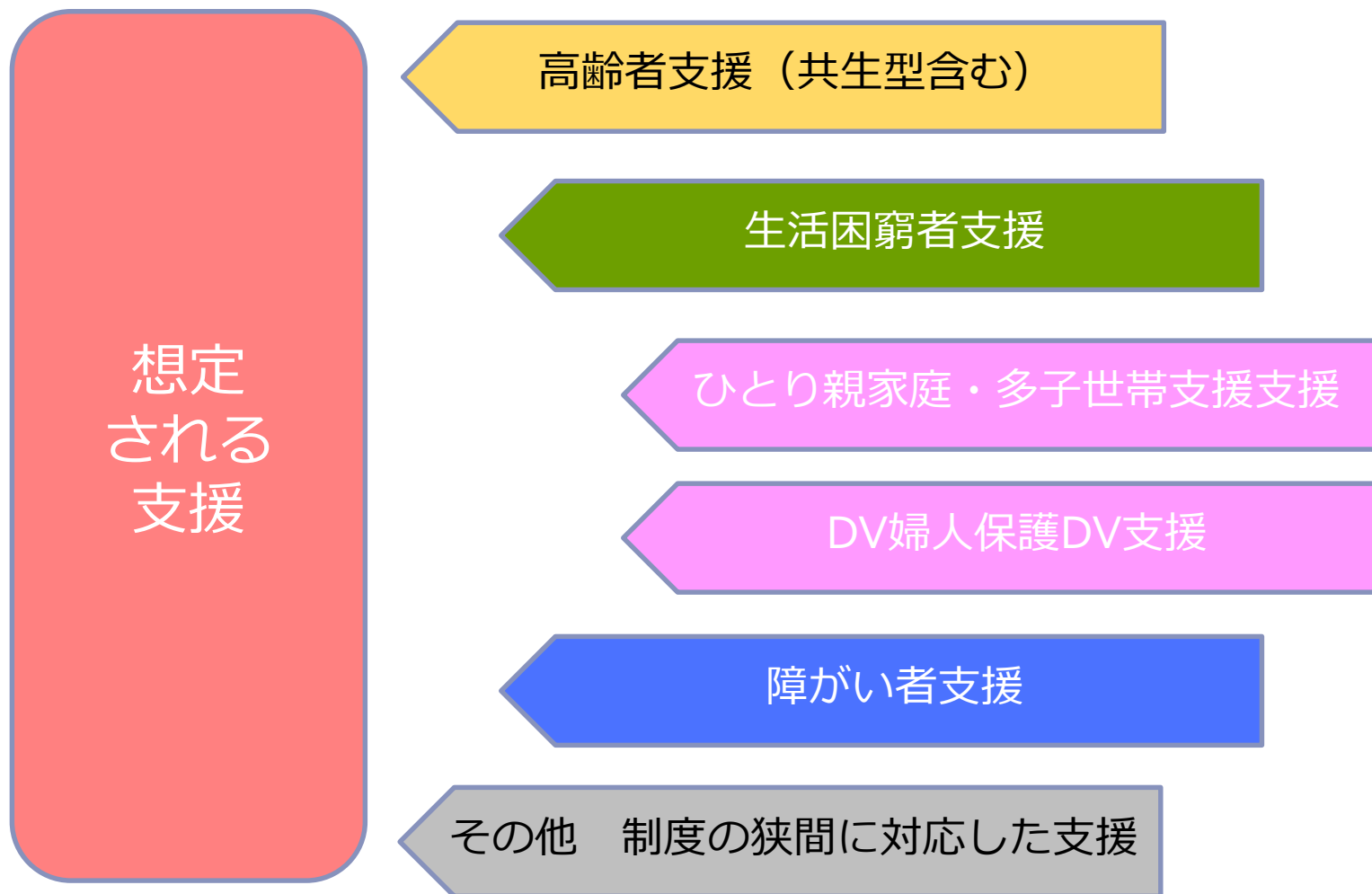
「知らない」
「言葉だけは」で約80%



■ 知っている ■ 言葉だけ知っている ■ 知らない ■

「丸ごと」を受け止める場（前線基地・メンバー）

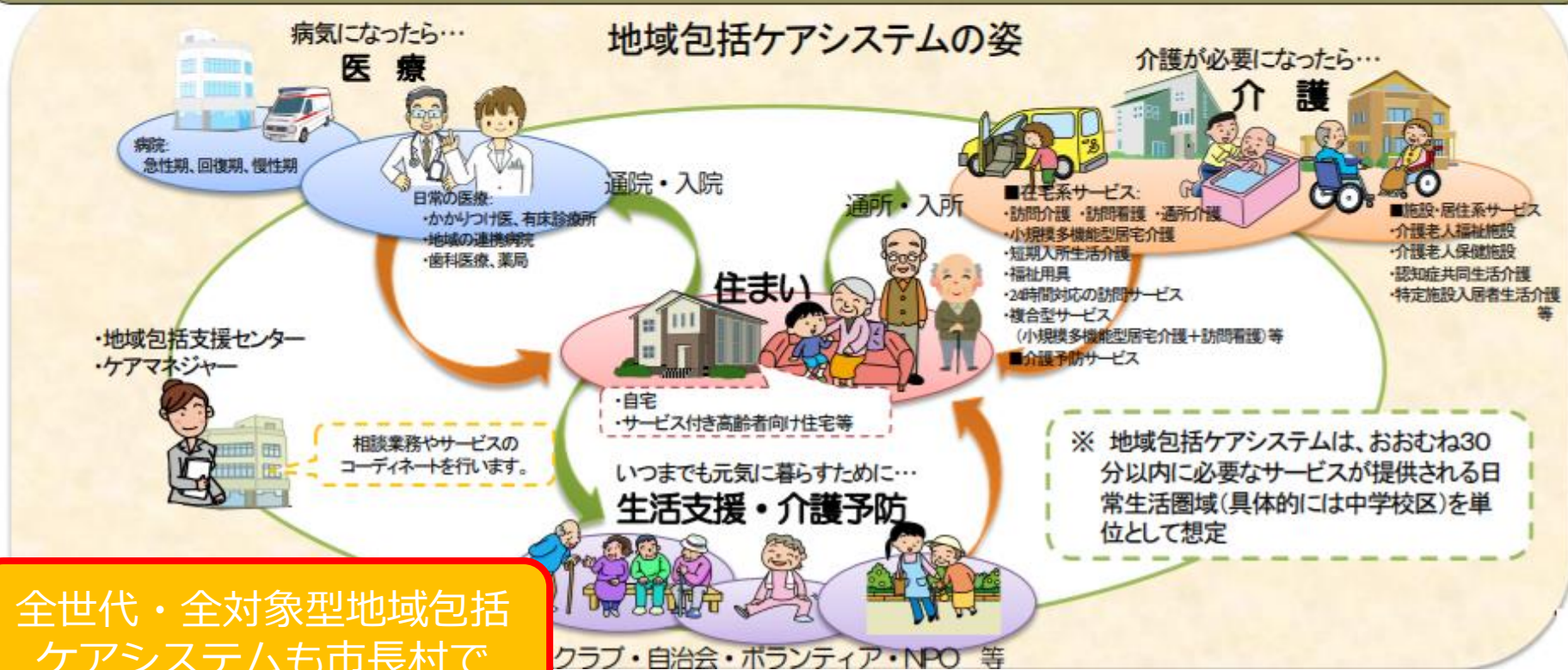




地域包括ケアシステムの構築について

ケア

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確立された体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



全世代・全対象型地域包括
 ケアシステムも市長村で

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	45%

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

平成27年度

(件数、人)

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり				
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

生活
困窮者

平成28年度

(件数、人)

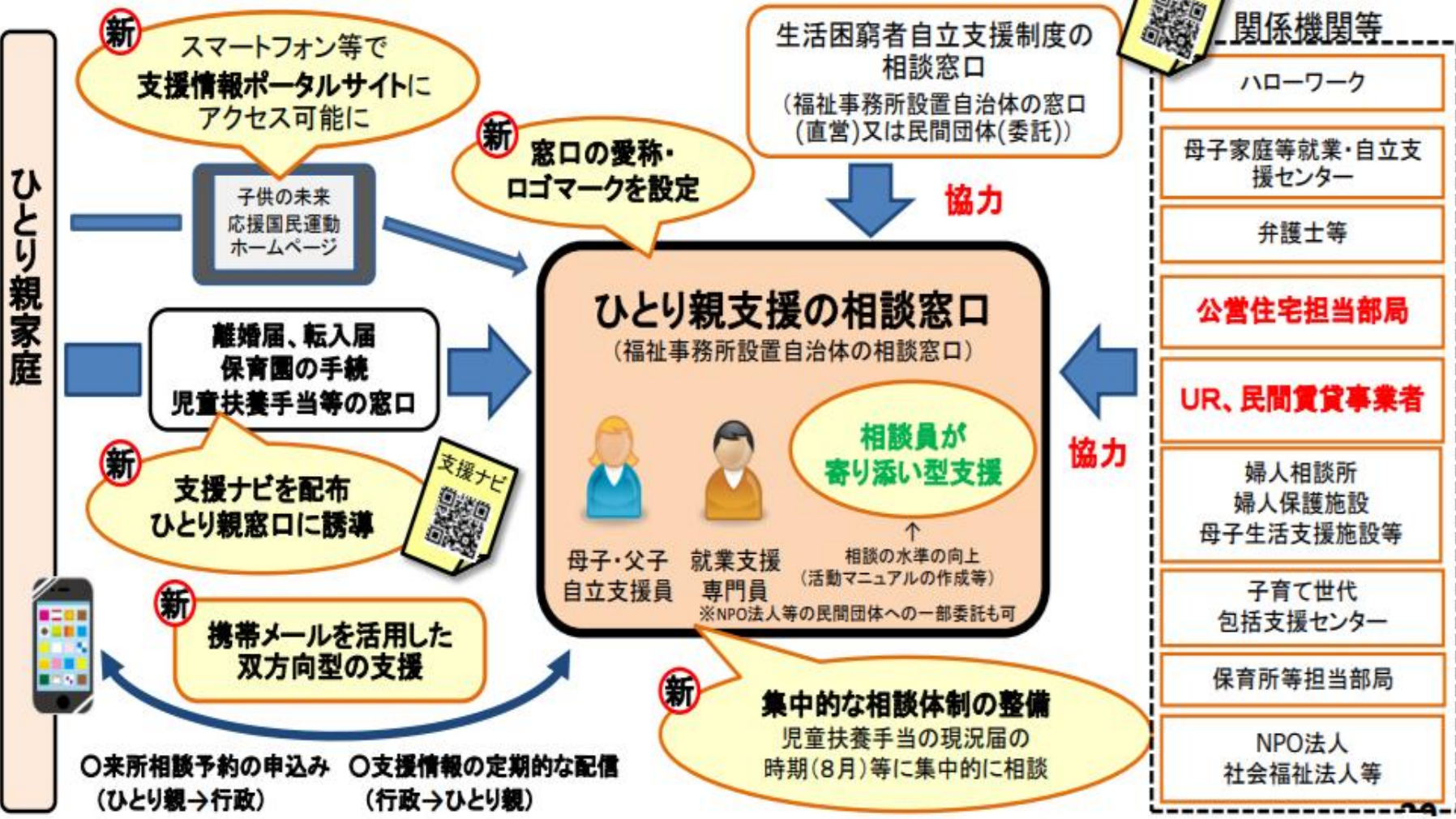
平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	人口10万人 あたり	①	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 ②	うち就労支援対象 プラン作成者分 ③			
4月分	18,163	14.2	5,040	3.9	2,527	2.0	2,138	1,426	534	354	70%
5月分	19,006	14.8	5,312	4.1	2,615	2.0	2,079	1,382	589	365	67%
6月分	19,779	15.4	5,715	4.5	2,810	2.2	2,352	1,611	656	418	72%
7月分	18,610	14.5	5,508	4.3	2,699	2.1	2,304	1,571	665	438	74%
8月分	18,820	14.7	5,756	4.5	2,737	2.1	2,038	1,436	627	405	67%
9月分	19,171	15.0	5,581	4.4	2,665	2.1	2,183	1,502	597	426	72%
10月分	17,913	14.0	5,531	4.3	2,569	2.0	2,196	1,521	676	457	77%
合計	131,462	14.6	38,443	4.3	18,622	2.1	15,290	10,449	4,344	2,863	71%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。就労・増収率は平成28年度から把握。

ひとり親支援窓口のワンストップ化と関係機関との連携の推進



支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

Ⅱ. DV被害者等(要保護女性)の現状と課題

DV

現状

○婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容(平成26年度 合計83,886人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 37,315人(44.5%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 23,597人(28.1%)
- ・経済関係 8,671人(10.3%)
- ・住居問題・帰宅先なし 4,979人(6.0%)
- ・ストーカー被害 619人(0.7%)

75,181人(89.6%)

○婦人相談所における一時保護の理由(平成26年度 合計5,808人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 4,918人(84.7%)
- ・住居問題・帰宅先なし 544人(9.4%)
- ・ストーカー被害 127人(2.2%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 52人(0.9%)

5,641人(97.1%)

○婦人保護施設における在所者の入所理由(平成26年度 合計1,017人)

- ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 611人(60.0%)
- ・住居問題・帰宅先なし 254人(25.0%)
- ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 28人(2.8%)
- ・ストーカー被害 13人(1.3%)

906人(89.1%)

課題

- 婦人保護事業の対象者は、DV被害者や離婚問題、ストーカー被害、居所無し等の生活困窮者がほとんどであり、一時保護や婦人保護施設の入所者に対する自立支援にあたっては、就労支援策とともに「住まい」の確保策が課題。

「住まいの確保」等自立支援のためには、利用者の所在地の婦人相談員や福祉事務所やハローワークをはじめとして、公営住宅部署等自立に必要な様々な機関との連携が不可欠である。

一時保護された女性の一時的保護後の主な状況 (平成26年度中の退所者)

合計: 5,403人

○ 婦人保護施設への入所	572人 (10.6%)
○ その他の社会福祉施設等への入所	926人 (17.1%)
○ 民間シェルター等	416人 (7.7%)
○ 自立(アパート・公営住宅等へ入居)	910人 (16.9%)
○ 帰宅(一時保護前の住居)	920人 (17.0%)
○ 帰郷(実家等)	995人 (18.4%)
○ 知人・友人宅	191人 (3.5%)
○ 病院	106人 (2.0%)
○ その他	367人 (6.8%)

※このほかに同伴家族が4,774人いる。うち4,580人(95.9%)は女性と同じ移行先へ。

障害者の現状

障がい

- 障害者数の総数が増加
- 一方、施設入所者数は減少し、地域（グループホームや在宅）で生活する障害者が増加している。

	平成13年頃	現在
障害者の総数	655.9万人	787.9万人
施設入所者・入院者	66.4万人	51.5万人
地域で生活する障害者数 (グループホーム、持ち家、賃貸住宅等)	589.5万人	736.4万人

増加

減少

増加

※身体障害者(児)数は平成23年(在宅)、平成21年(施設)の調査等、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成23年の調査における身体障害者(児)数(在宅)及び知的障害者(児)数(在宅)は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大坂市を除いた数値である。知的障害者(児)数(施設)は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。

※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)、在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

- 地域で生活する障害者のうち、
 - ① グループホーム等 約0.3割
 - ② 持ち家の割合 約7割
 - ③ 賃貸住宅等の入居者の割合 約2割

平成23年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)結果より

【借りる側の課題】

- ① 保証人がいない
→ 居宅サポート事業
- ② 収入が少ない者が多い
→ グループホーム入居者に対しての家賃補助制度
- ③ バリアフリー対応の賃貸物件情報に対して、アクセスが困難である

【貸す側の課題】

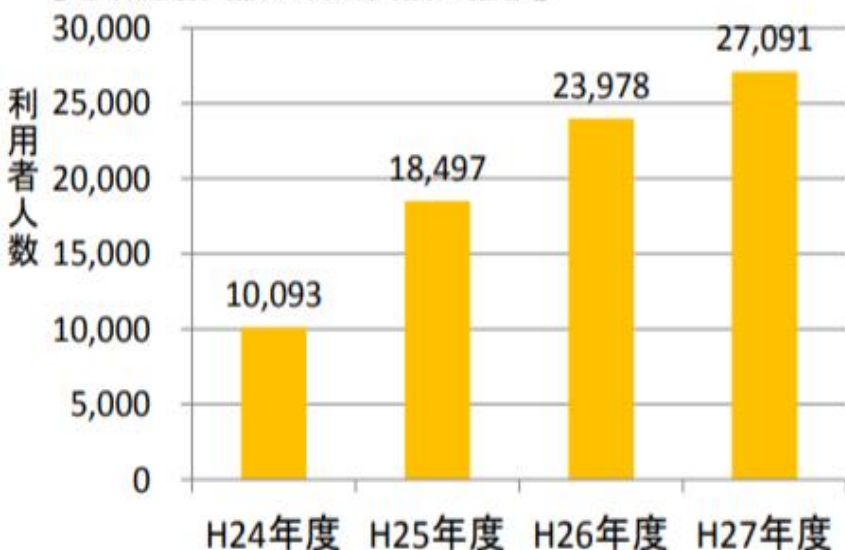
- ① 入居障害者の安否確認が不安
→ 地域定着支援・自立生活援助

③地域での在宅生活を支援する施策

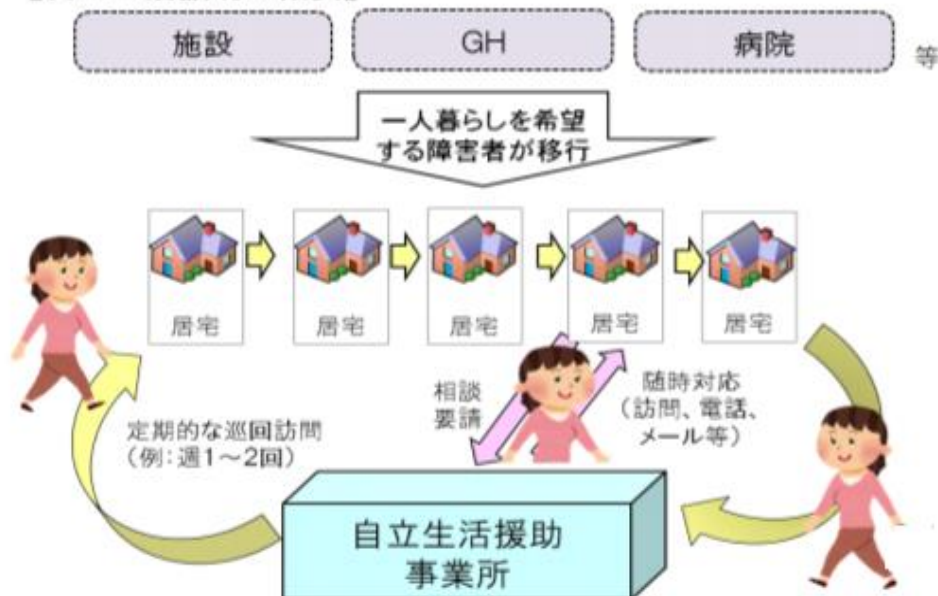
- 地域定着支援（平成24年度より実施）
 - ・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
- 自立生活援助（平成30年度より創設）
 - ・・・障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問など適時のタイミングで適切な支援を行う。
 - ・・・横浜市での取組をモデルに、平成28年度の障害者総合支援法改正に位置付け

→ 地域での在宅生活の支援

【地域定着支援の利用実績の推移】



【自立生活援助の概要】



地域・まち・むらづくり活動等

(地域やまち・むらづくり、地域課題解決のための様々な取組み)

- 住民どうしの交流や娯楽、相互協力や支え合い活動
- 世代間や障害種別等を越えた共同の生活や学び
- 喫茶や会食の機会
- 地域の人々が参画するイベントの実施
- 料理教室
- 宿泊場所や住まいの提供
- 就労支援、仕事場の提供、若年世代や後継者の育成
- 地場農水産品や地域ブランド品の販売、地域活性化 等

福祉の制度サービス

(年齢や障害種別・程度の枠によって支援する社会保険・福祉等サービス)

- 介護保険サービス（介護サービス＋介護予防・日常生活支援総合事業）
通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護 等
- 障害者自立支援サービス：就労継続支援、就労移行支援、生活介護 等
- 保育サービス：認可保育、一時預かり、保育所の分園、家庭的保育事業 等

福祉に関する非制度サービス

(年齢や障害種別・程度等の枠によらず支援する各種地域福祉サービス)

- 要介護認定を受けていない方、障害者手帳を持たない方へのサービス提供
- 認可外保育、一時保育（乳幼児）
- 独居高齢者や障害者の見守り、訪問、相談支援
- 配食サービス
- 健康づくりや介護予防、生活リハビリの取組み
- ドメスティック・バイオレンスの避難所
- ひきこもり者の居場所
- 生活困難者の住まいの提供
- 病院退院療養者の短期滞在の住まい
- 依存症等の一時預かり
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援
- 相談・支援 等

「コミュニティナース」 ご存知ですか？

医師や看護師の採用を手がけていたIT企業との出会いから生まれた。その企業は、看護師の離職の多さを実感して調査したところ、多様な働きかたをしたい看護師が多数いると分かった。それを病院側に提案してもなかなか受け入れられなかった。

活動方針は「機会をつくる」「役割をつくる」「流れをつくる」です。人と地域をつなぐ企画を考え、住民と積極的に関わって出番を提供し、ルールを決めて自ら動きます。



福祉はゆっくりしてられない ⇒ 「コミュニティナース出現」

はじめは①行政の支援で開始、②住民サービス事業や企業から委託を受けて行ったり、ふるさと納税制度などを活用して持続可能な事業モデルを構築したりできればと思います。

- 2018年4月事業化予定。
- 2017年度は1地域 → 10年後には100地域
- 2000人規模を1地域 → 住民20万人のプラットフォームの形成を目指す

- ①身近なところに「コミュニティナース」がいる安心感
- ②例えば、病院では言いづらい家庭の事情や両親の介護のことなどを話せる存在
- ③地域の理解により、健康や生活に関する不安が少しずつ解消し、まちが健康になっていく

看護師は、“人の専門家”や“生活の専門家”とも言われています。まちの人のすぐそばで、人々とつながり、長く付き合いながら、専門性を地域で生かし、地域の健康に貢献していく人が「コミュニティナース」なのだと思います。

【地域の背景】

行政の現状⇒地域の福祉課題・生活課題 ⇒行政の限界(人・金・真のサポート)

⇒ 民間の出番 ⇒ 民間の福祉組織出番（社会福祉法人：2万社）

・社福が動くように社会福祉法の改正・・・（下地作り）

・現状の本業に精一杯 or すでに行動 ⇒現状様々⇒自法人見直しと準備

①「社福」の看板・力を明確にし、地域・地区での動きに本腰を入れる

知名度向上：社福は「施設」で、医療法人は「病院」でしかない（社福認知は20%現実）

・何をする会社 ⇒ 何をしてもらいたいのか（ニーズ）

何ができるか ⇒ 現場に飛び込む

運営：どこまで介入するのか・イニシアティブをとるのか否か（身の丈）

※できれば主体・・・少なくとも福祉分野はまかせろ

手段：地域・自治体に参加 ⇒ 町会役員・地区団体と協働（できれば役員に）

※福祉委員会は必須・・・そこに参画し自社の強みを公開

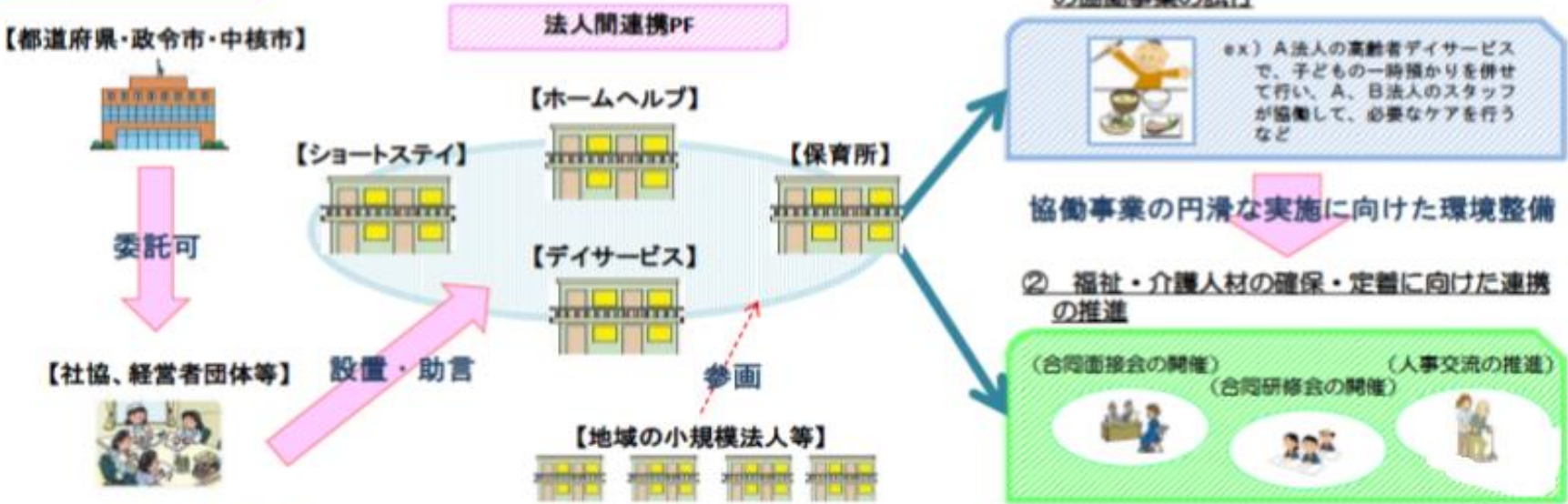
高齢・児童・障がい・民生関係と協働（することは山積み）

※小規模法人の連携 = 社会福祉法人間の交流の促進

新 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の創設

- 小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。
 - 特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。
 - このため、こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行する。
 - また、協働事業の円滑な実施に向け、ネットワーク参画法人の職員に過度な負担が生じることのないよう、合同面接会や合同研修、人事交流の実施など、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組も併せて推進する。
- 【平成30年度予算額（案）：6.3億円】

事業のイメージ

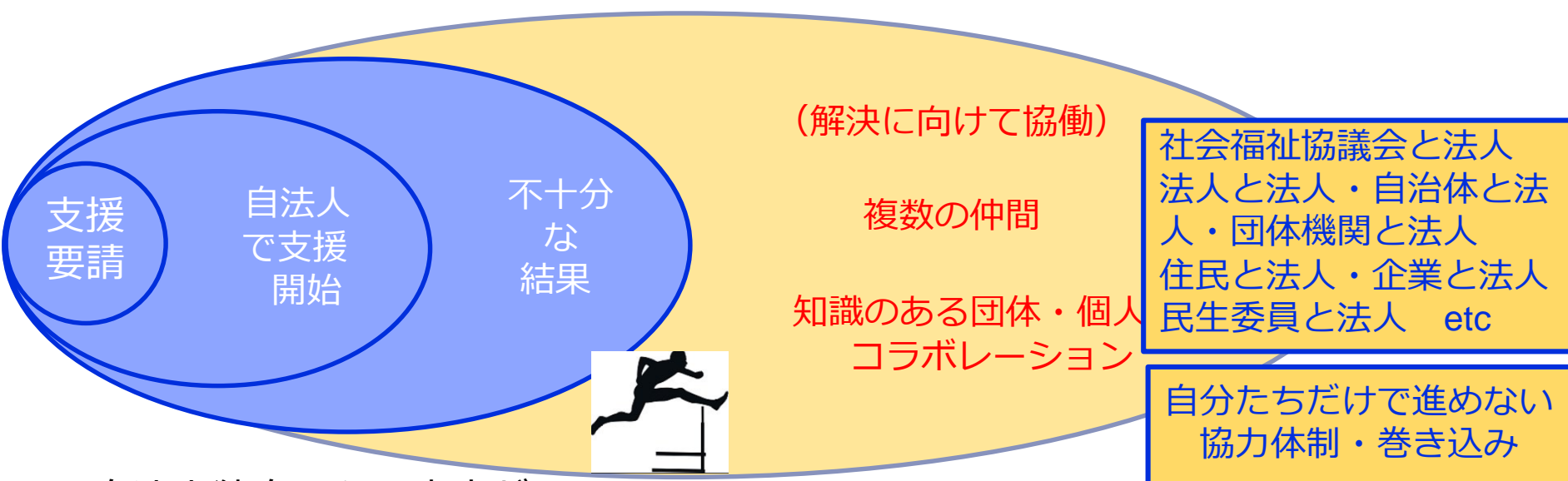


資料：厚生労働省

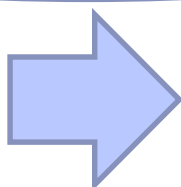
自法人だけでの十分な対応は難しい

②「協働」 = 「集いのタイミング」

(法人と法人をつなぐ・人と法人をつなぐ)



- ★自法人独自のケア内容だ！
- ★サービス・ノウハウ流出？
- ★我々の動きは企業秘密だ！



- 顔が見えない法人は地域と距離ができる
- 今後は地域ケアのレベルで見られる

例：和光市とか大東市とか豊中市等、連携で動きのある地区はドンドン活性化

法人連携は自法人のレベルアップ



- ①地域で宝となる存在であるべき
- ②福祉サービスはもっと先端

自法人にはどのような資源があるか

③連携・協働の準備

法人資源の棚卸・・・（人・物・お金・知識の準備）（24時間365日で何ができるか考える）

ハード
建物

通常時の開放・・・地区会合の場・レクの場
福祉避難所・・・ローカ・駐車場・屋上（テント何張り）

人

得意ジャンル職員の把握・栄養士・看護師
施設のボランティア数（職業）
利用者の活動可能者数（例：清掃ボラ）
※地域での動きは法人内の業務として扱うというところまで来ている。

物

法人機材は地域に貸し出し。工具・はしご・カラオケ・テーブル

民間企業

企業もコンプライアンスが問われる時代
税金は払うなら、寄付・献金にて貢献したい
ウイン・ウインの関係作り（企業のPR活動につながる場合もある）

お金

社福のお金の出し方には難しい点があります。今後検討

※我々存在の土壌は地域に有りです。地域を大事にしましょう

地域活動の人たちのコラボレーション

●地域活動で得られる出会いの機会

- ・法人にとって今まで以上に、様々な人との出会いや関係性が生まれる

関わり・・・人と人をつなぐ 人が集まる 人を集める)

食事・楽しみ・仕事・話し合い・雑談・悩み・自立・遊び・興味・融合・子供・高齢者・障がい者・交流・学習・物づくり

- ①自法人での就業の勧誘
- ②働きたくても直ちに働くことが難しい方の就業のありかたを工夫
- ③障がい・困窮就労支援としての就業にも積極的に取り組む

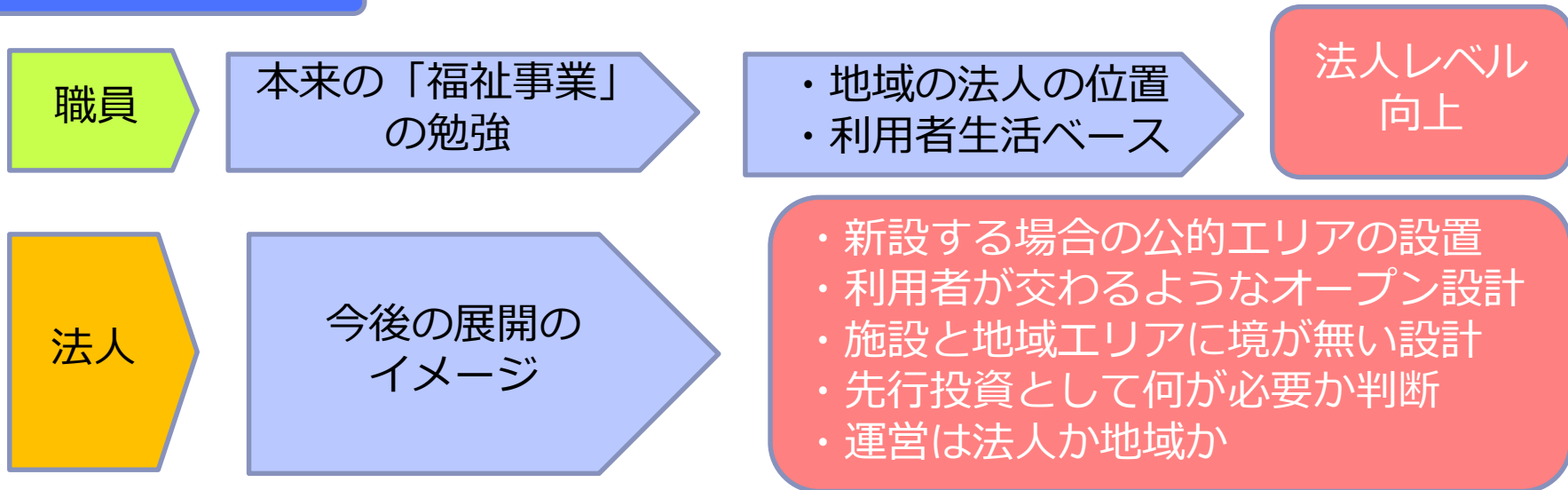
●地域の方々との場づくりの工夫

集う場の工夫（主催者が工夫）

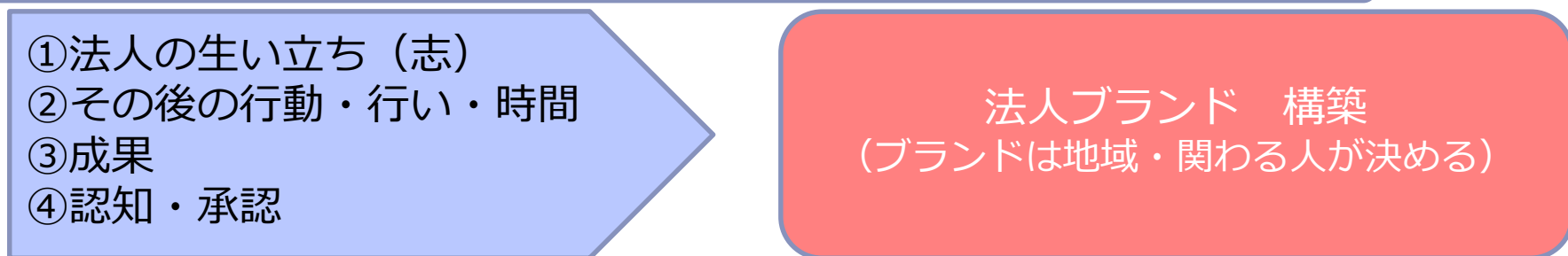
- ①話合いの場は業務ではない（創り出す場はフリー感覚で）
 - ②場作りは始め3人でいい
 - ③パーティー感覚でスタート
- ※ワークショップ型はダメ（机・もぞう紙・名札・ポストイット・QC・ワールドカフェ）
※できればスタート時に名士の方は・・・

地域活動により得られるもの

④実情・現状の把握



⑤法人のブランディング化構想「生き残れる会社は変化できる会社」



- ◆ 法人の動きで大きく舵を切れば、理念・方針の修正が必要になる場合あり
- ◆ 基本的に地域共生推進の「地域における公益的な活動」は定款の変更は必要なし